

## 船舶免許を申請される海事代理士の皆様へ

平素より、海事代理士の皆様には、船舶免許業務につきまして格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、船舶免許申請手続きの取扱いにつきましては、これまで申請日当日に交付するよう努めてまいりました。

しかしながら、昨今の政府主導による働き方改革及び人員削減、また過剰な時間外勤務抑制等の観点から当支局以外の関東運輸局管内ではすでに即日交付を行っておりません。つきましては、当支局においても同様の観点から令和8年4月1日以降に申請される船舶免許につきまして即日交付は行わず翌開庁日以降の交付とさせていただきます。また、繁忙期につきましては中2営業日以降（48時間以後）の交付となる場合もございます。

特に、特定操縦免許制度における航行区域の限定解除を伴う申請に関しては審査時間を十分確保することから、受付から7営業日以降の交付となりますので、あらかじめご了承ください。

また、特定操縦免許関係については、制度上免許申請時に返納確約による受付は出来ませんので、免許交付時に旧免許証と引き換が必須となります。

令和8年3月 千葉運輸支局 海事担当